

2026 年 9 月 28 日
株式会社大京穴吹建設

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、関東地区に所在するマンション管理組合が設計監理会社に委託して発注する大規模修繕工事の受注に関し、本日、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令（以下、「本命令」）を受領しました。

お客さま、お取引先さまをはじめ、関係者の皆さまに、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くおわび申し上げます。

本命令を受領した事実を厳粛に受け止め、再発防止策の徹底とコンプライアンス体制の一層の強化に取り組み、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

対象となったのは、関東地区のマンション管理組合が株式会社リノシスコポーレーションまたは株式会社翔設計の 2 社に設計コンサルタント業務を委託し発注した大規模修繕工事です。当社は、これらの工事の受注に関し、設計監理会社らと共同して、受注予定者を決定するなどの行為を行ったとして、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反すると認定されました。

2. 課徴金納付命令の対象

当社が受注した大規模修繕工事 2 件

3. 今後の対応

当社は、本命令の内容を踏まえ、再発防止およびコンプライアンス体制の強化のため、以下の施策を実施します。

- 工事受注に関する社内規程・ルールの見直し
- 役職員に対する独占禁止法研修の実施
- コンプライアンス意識の向上に向けた社員教育・社内啓発の徹底

以上